

令和 6 年度

国営土地改良事業地区調査
旧迫川二期地区環境調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区環境調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区において、事業対象施設周辺における環境調査の実施及びその結果をとりまとめるものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市他1町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) から c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1－7 条 管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建設	建設環境
	農業	農業農村工学
	農業	農村地域・資源計画 農業土木 農村地域計画 農村環境
	環境	環境保全計画 自然環境保全 環境影響評価
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	建設環境	
	農業土木	

2 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第 1－8 条 担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－9 条 共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-10条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第2-1条 本業務の実施にあたっての作業条件は、次のとおりである。

(1)改修等予定施設

令和5年度末時点の改修等予定施設は以下のとおりである。

番号	施設名	諸元等		改修等（予定）
1	西排水機場	横軸斜流ポンプ 7.9m³/s（予定）	排水専用	新設
	西幹線排水路	延長 775m、張ブロック（予定）		
2	西舘揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 （φ 800mm, 1.33m³/s）	用排水兼用	耐震補強、ポンプ 設備更新
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 550mm, 0.57m³/s）	用排水兼用	
3	高石揚水機場	横軸斜流ポンプ1台 （φ 550mm, 0.64m³/s）	用排水兼用	機場建替（ポンプ 能力増強）
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 1,800mm, 7.25m³/s）	排水専用	
		横軸斜流ポンプ1台 （φ 1,200mm, 3.79m³/s）	排水専用	
	高石幹線排水路	延長1,865m、積ブロック、張ブロック		部分補修、拡幅
4	南方揚水機場	立軸斜流ポンプ3台 （φ 1,500mm, 12.79m³/s）	排水専用	機場建替（ポンプ 能力増強）
		立軸斜流ポンプ1台 （φ 1,000mm, 2.42m³/s）	用排水兼用	
5	山吉田揚水機場	横軸斜流ポンプ3台 （φ 1,100mm, 8.21m³/s）	用排水兼用	耐震補強、ポンプ 設備更新
6	米山揚水機場	立軸〃流ポンプ2台 （φ 1,700mm, 6.11m³/s）	排水専用	機場建替（ポンプ 能力増強）
		立軸斜流ポンプ1台 （φ 1,400mm, 4.72m³/s）	用排水兼用	
		立軸斜流ポンプ1台 （φ 900mm, 1.97m³/s）	用排水兼用	
	米山幹線排水路	延長3,534m、積ブロック		部分補修、拡幅
	米山中央幹線排水路	延長2,273m、張ブロック、鋼矢板		

(適用する図書)

第2-2条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成30年5月

(参考図書)

第２－３条 本業務の参考図書は以下のとおりである。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境省レッドデータブック2014	環境省自然環境局	平成27年３月
2	環境省レッドリスト	環境省自然環境局	令和２年３月
3	宮城県レッドデータブック2016	宮城県自然保護課	平成28年３月
4	宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト2021年度版	宮城県自然保護課	令和３年３月
5	特定外来生物等一覧	環境省自然環境局	令和２年11月
6	生態系被害防止外来種リスト	環境省自然環境局	平成27年３月

(貸与資料)

第２－４条 貸与資料は、次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数 量
1	平成28年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区生物情報等調査業務 報告書	1 部
2	平成30年度 国営施設応急対策事業 旧迫川地区南方揚水機場環境配慮検討業務 報告書	1 部
3	令和４年度 地域整備方向検討調査 旧迫川二期地区環境配慮調査方針（案）検討業務 報告書	1 部
4	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境配慮調査業務 報告書	1 部
5	令和５年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区西排水機場地点魚類調査業務 報告書	1 部
6	登米市自然環境基礎調査報告書（平成19年10月）	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第２－５条 第２－３条、第２－４条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (１) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (２) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (３) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第２－６条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和６年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 環境配慮計画（案）作成その他業務（仮称）	令和６年６月 ～令和７年３月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次のとおりである。

なお、詳細は、別紙1「作業項目内訳表」の作業実施欄に○印で示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 環境調査	1 式	
3. 環境調査結果の整理	1 式	
4. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) 共通事項

- 1) 業務全体の概要が理解できるよう、成果物のダイジェスト版を作成するものとする。
- 2) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- 3) 河川内での調査にあたり、関係機関との事前調整、事後報告等は発注者が対応するが、受注者は必要な書類や図面等の作成に協力するものとする。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条 情報共有システムについては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- (2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5-1条 共通仕様書第1-1.1条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（夏季調査結果の中間とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-1.1条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(DVD-R等) 正副2部
- (2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第6-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に追加が生じた場合
- (6) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

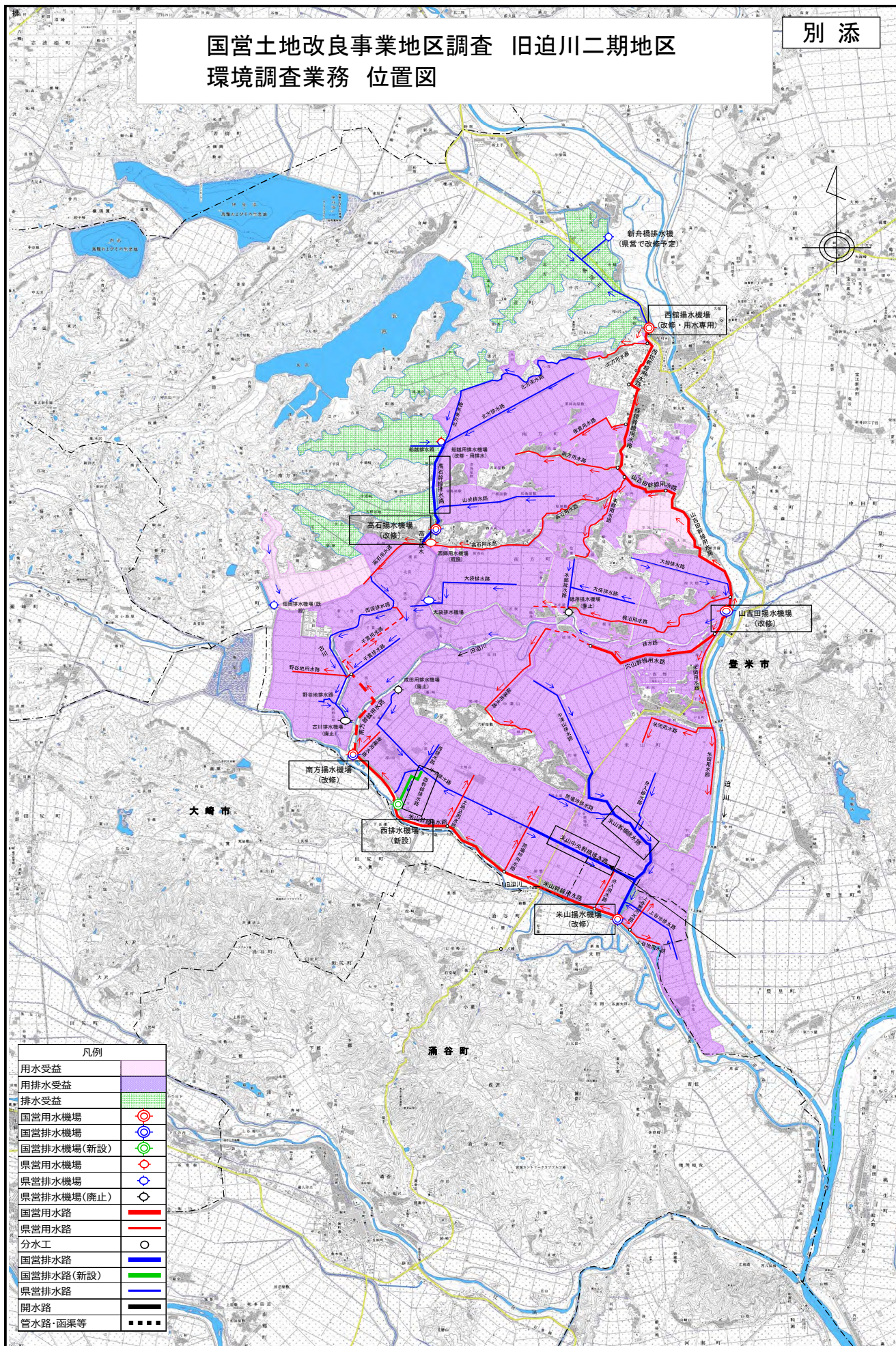
第8-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	貸与資料等から、作業に必要な内容を整理・把握のうえ、基礎資料として整理する。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
2. 環境調査		
2-1. 生態系調査	調査対象地点ごとの調査計画（別紙 2）、調査方法（別紙 3）及び調査量（別紙 4）に基づき、生態系調査を実施する。	○
2-2. 景観調査	調査対象地点ごとの調査計画（別紙 2）に基づき景観調査を実施する。	○
3. 環境調査結果の整理	生態系及び景観調査の結果を整理する。整理する様式は任意とするが、生態系、景観の両調査ともに写真も活用して整理する。	○
4. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書を作成する。	○

国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 環境調査業務 位置図

別添



調査方法

調査対象		調査方法名	概要
生態系	鳥類	ラインセンサス法	草地内や森林内に生息する鳥類を確認するため、草地や森林を含むセンサスルート上を歩いて、一定の範囲内(ルート片側25m程度)に出現する鳥類を姿や鳴き声により識別して、種別個体数をカウントする。
		定点センサス法	水域や農地に生息する鳥類や上空を飛翔する鳥類を確認するため、見通しの良い地点に設けた定点より、1定点当たり1時間を目途に観測しうる鳥類を主にその姿により識別して、種別個体数をカウントする。
	魚類	網などによる捕獲	調査環境に応じて、適宜、移動漁具(タモ網、サデ網、投網等)や固定漁具(セルビン、カゴ網、定置網、刺網等)を用いて魚類を捕獲し、同定する。
	底生動物	定性採集	甲殻類、二枚貝、水生昆虫等を対象に抽水植物、底泥、礫などからタモ網で採集し、同定する。
	両生・は虫類	目撃法及び捕獲法	繁殖期となる春夏季に目視、鳴き声、捕獲により確認される両生・は虫類を記録する。
	植物	植物相調査	調査地を踏査し、目視により確認される植物を記録する。
景観		踏査 写真撮影	調査対象施設ごとに設定した視点場から、施設周辺の景観を写真撮影により定点記録する。
		測色調査	施設及び施設周辺の景観構成要素の色彩について色票を用いた視感測色を行い、マンセル表色系で数値的に整理する。

調査地点別調査量

■調査地点別調査量は、目安として算定したものであり、現場の条件により前後することもあり得る。

番号	調査地点名 (施設名)	改修等 (予定)	調査区 番号	生態系					景観			
				鳥類		魚類	底生動物	両生・は虫類	植物	遠景	中景	近景
				定点 (地点数)	ラインセンサ ス(m)	(㎡)		(㎡)	(㎡)	(m)	(m)	(m)
1	西排水機場	新設	①	1	410	100		5,000	5,000	1,000	500	100
		③	1	420	700		4,600	4,600				
	西幹線排水路	新設	①	1	420			5,000	5,000			
2	西館揚水機場	耐震補強、ポンプ設備更新	①	1	370	1,500			3,100			100
3	高石揚水機場	機場建替（ポンプ能力増強）	①	1	770	300		18,200	18,200	1,000	500	100
	高石幹線排水路	部分補修、拡幅	②			1,600						
4	南方揚水機場	機場建替（ポンプ能力増強）	①					9,600				
5	山吉田揚水機場	耐震補強、ポンプ設備更新	①	1	440	1,500		16,000	16,000	1,000	500	100
6	米山揚水機場	機場建替（ポンプ能力増強）	①	1	370	1,500		25,400	25,400	1,000	500	100
		②	1		1,400							
	米山幹線排水路	部分補修、拡幅	①			1,700						
	米山中央幹線排水路		②			900						

魚類調査努力量（目安）

番号	調査地点名 (施設名)	調査環境		タモ網/サデ網	投網	セルビン/カゴ網	定置網/刺網
		調査区 番号		1 名 × 1 時間程度	10 投程度	4 個 × 1 時間程度	1 か所 × 一晚
1	西排水機場	①	末端排水路	●			
		③	河川	●	●	●	▲※
	西幹線排水路	①					
2	西館揚水機場	①	河川	●	●	●	▲※
3	高石揚水機場	①	小排水路	●			
	高石幹線排水路	②	幹線排水路	●	●	●	
4	南方揚水機場	①	河川				
5	山吉田揚水機場	①	河川	●	●	●	▲※
6	米山揚水機場	①	幹線排水路	●	●	●	
		②	河川	●	●	●	▲※
	米山幹線排水路	①	幹線排水路	●	●	●	
	米山中央幹線排水路	②	幹線排水路	●	●	●	

注 1：「●」は調査努力量として実施が必要なもの。

注 2：南方揚水機場は過年度に調査実施済みなので、今年度は魚類調査を行わない。

注 3：「定置網/刺網」欄の「▲」は水深を考慮して実施を判断するもの。

1 西排水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

整備対象となる環境は水田、河川敷、旧迫川となる。河川敷にはヨシやハンノキ等の河川植生の他、小規模な止水域や湿地が複数形成されており、水生動植物の生息環境となっている。

■調査の留意事項

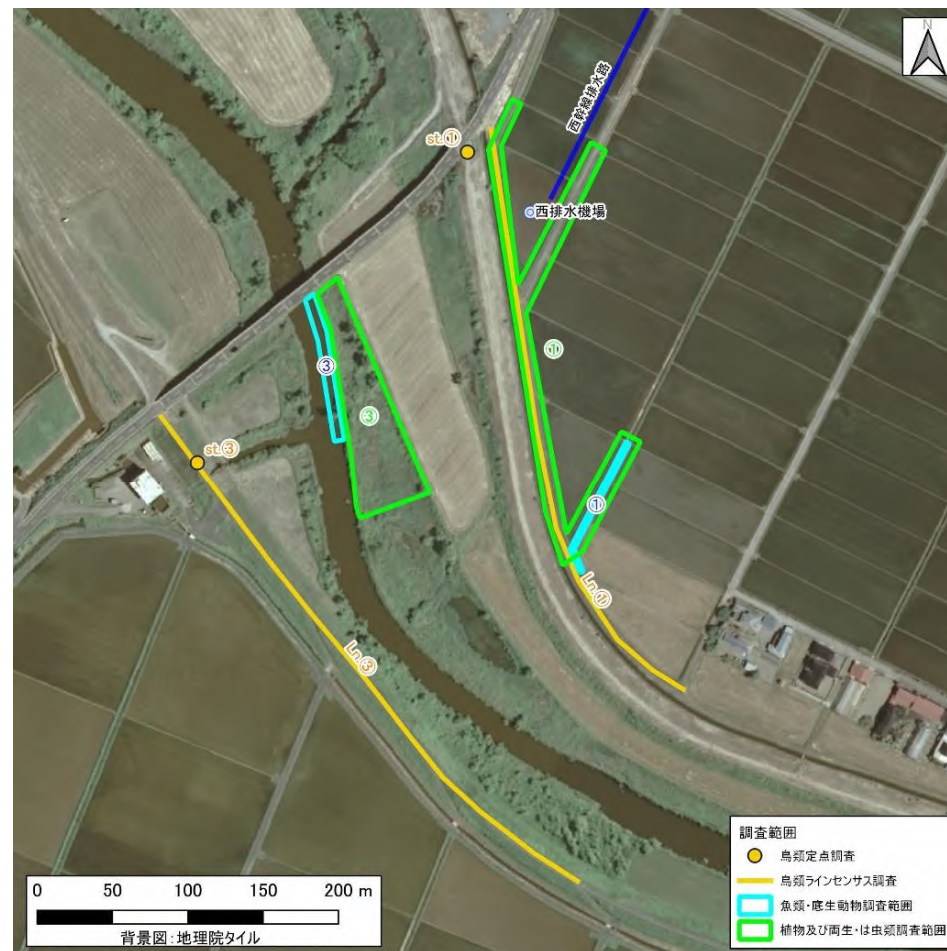
鳥類：水田域、河川敷、水域にそれぞれ生息する鳥類相を把握するため、ラインセンサス調査地を2か所、定点調査地を2か所設定する。

魚類・底生動物：水田・末端排水路、旧迫川にそれぞれ生息する魚類・底生動物相を把握するため、調査区を2か所設定する。末端排水路は非かんがい期にも水のある水路を対象とした。

植物及び両生・は虫類：水田域、堤防部、河川敷にそれぞれ生育する動植物を把握するため、調査区を2か所設定する。



西排水機場予定地概況
機場整備予定地南東側から撮影



西排水機場 生態系調査範囲

1 西幹線排水路 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

整備対象となる環境は区画整理された水田環境である。主な作物は水稻であるが、一部のほ場で大豆、牧草が栽培されている。

■調査の留意事項

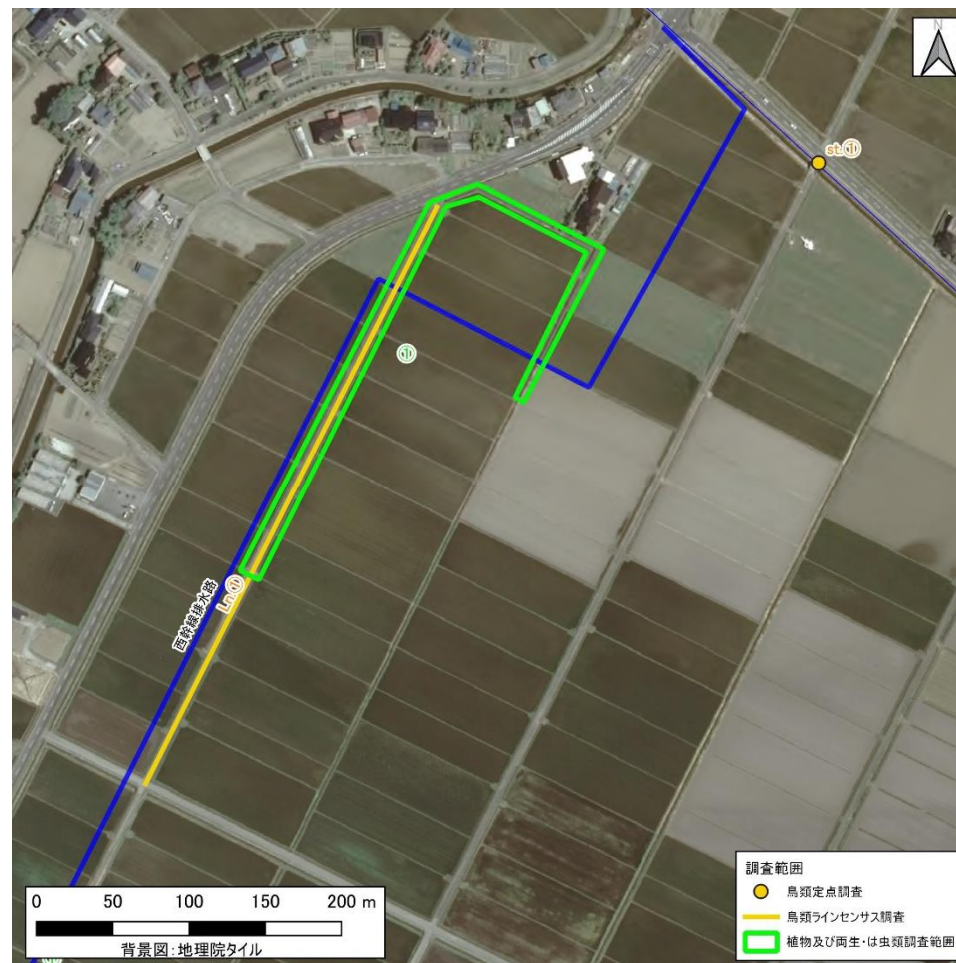
全体：排水路の下流部は西排水機場の調査結果にて対応できるため、上流部を対象に調査範囲を設定する。

鳥類：見晴らしの良い広域の水田地帯であるため、予定地付近の農道を対象にラインセンス調査地を1か所と定点調査地を1か所設定する。

植物及び両生・は虫類：ほ場や畦畔、末端排水路を含む調査区を1か所設定する。



西幹線排水路予定地概況
機場整備予定地南側から北側を撮影



西幹線排水路 生態系調査範囲
(南側：西排水機場調査地)

2 西館揚水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

揚水機場は住宅地内に立地する。用水の取水口は荒川、排水の取水口は長沼川に接している。用水の取水口付近の環境は法面と狭い河川敷に草地が形成され、対岸の左岸側は抽水植物群落形成されている。また、荒川右岸上流部は水田となっている。長沼川は2面護岸された小河川である。

■調査の留意事項

鳥類：荒川堤防上にラインセンス調査地を1か所と定点調査地を1か所設け、荒川周辺に生育する鳥類相を把握する。

魚類・底生動物：荒川と長沼川の取水口付近において1か所調査区を設定する。

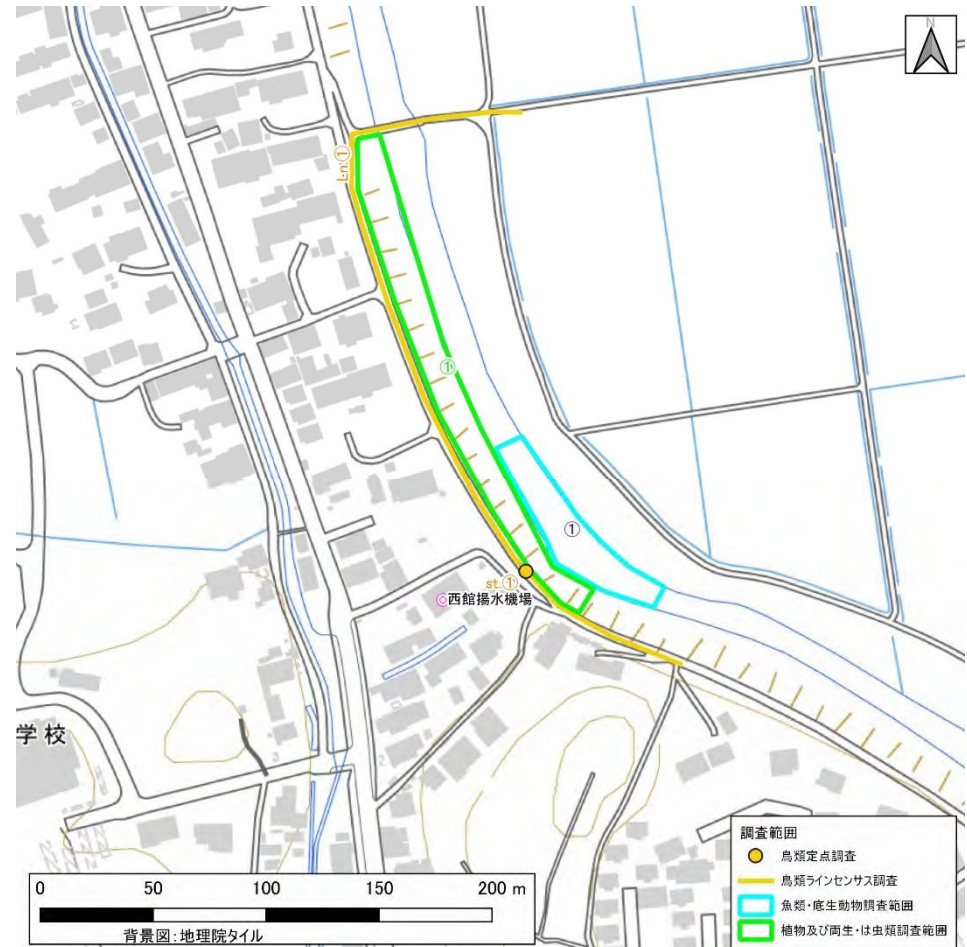
植物：荒川と長沼川沿いの草地を対象に1か所調査区を設定する。荒川の調査区は用水の取水口のある右岸とする。



取水口付近概況(荒川)



取水口付近概況(長沼川)



西館揚水機場 生態系調査範囲

3 高石揚水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

現機場は周囲よりも標高の高い丘陵地の北側に位置し、周囲の環境は住宅地や森林である。現機場の北側は区画整理された水田が広がっている。機場の建替予定地は現機場の北側の水田環境であり、作付作物は牧草である。

■調査の留意事項

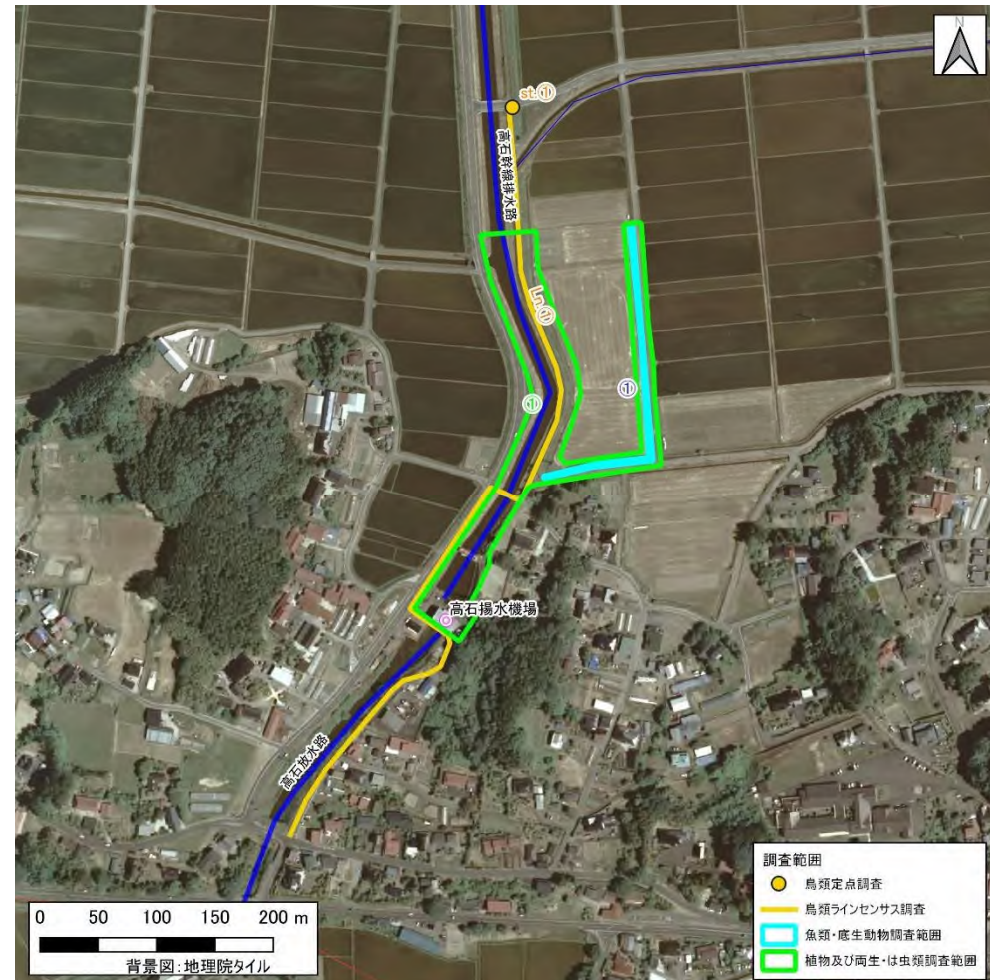
鳥類：丘陵地や水田地帯に生息する鳥類を把握するため、高石幹線排水路・放水路沿いにラインセンス調査地を1か所設定する。また、広域の水田域を利用するマガン等を把握するため、周囲が見まわせる北側に定点調査地を1か所設定する。

魚類・底生動物：水田周辺に生育する魚類・底生生物を把握するため、機場整備予定地周辺の末端排水路を対象に調査区を1か所設定する。

植物及び両生・は虫類：機場整備予定地及び拡張が予定される排水路法面を対象に調査区を設定する。



高石揚水機場概況
機場整備予定地北側から撮影



高石揚水機場 生態系調査範囲

3 高石幹線排水路 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

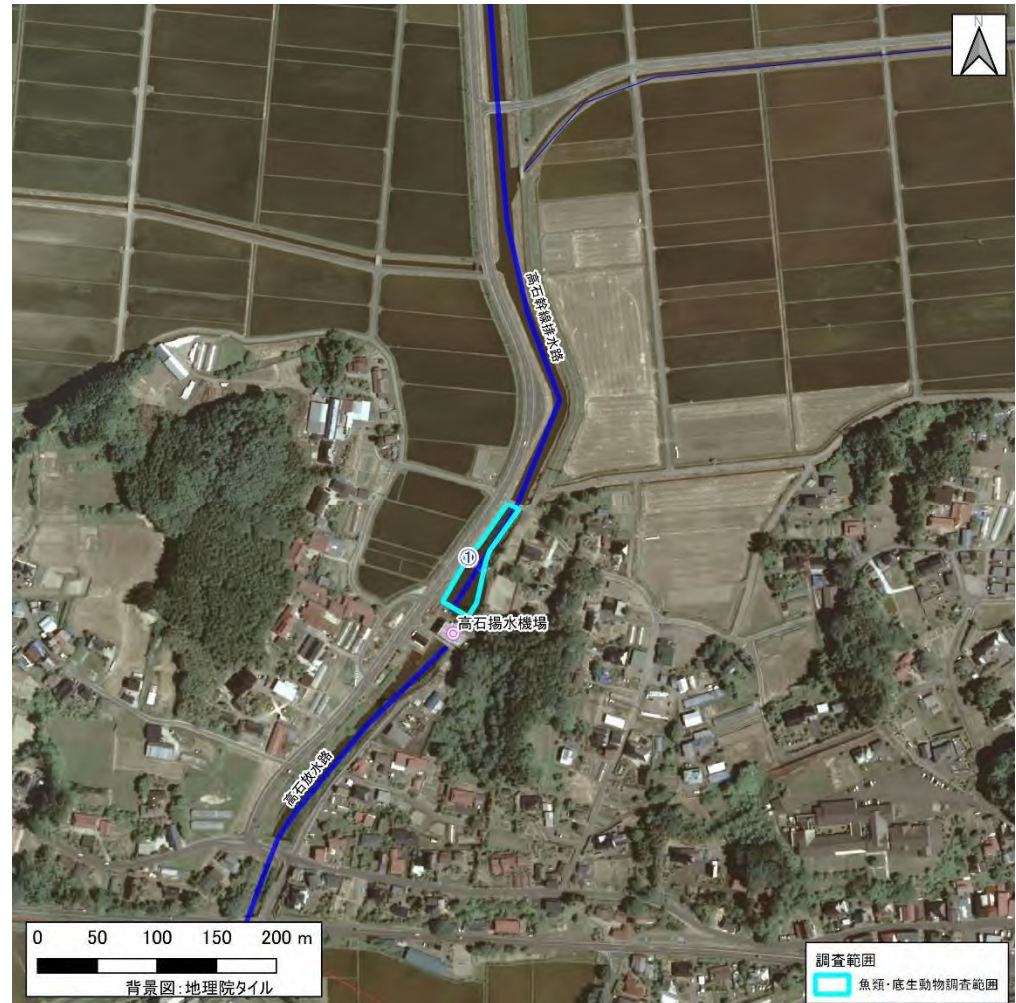
現機場は周囲よりも標高の高い丘陵地の北側に位置し、周囲の環境は住宅地や森林である。現機場の北側は区画整理された水田が広がっている。機場の建替予定地は現機場の北側の水田環境であり、作付作物は牧草である。

■調査の留意事項

魚類・底生動物：高石揚水機場周辺の魚類・底生動物を把握するため、1か所の調査区を設定する。



高石揚水機場概況
機場整備予定地北側から撮影



高石幹線排水路 生態系調査範囲

4 南方揚水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

旧迫川と小山田川の合流地点に位置する。現行機場は旧迫川の河道内に位置する。旧迫川は高鳥水門を通して、常時排水されている。

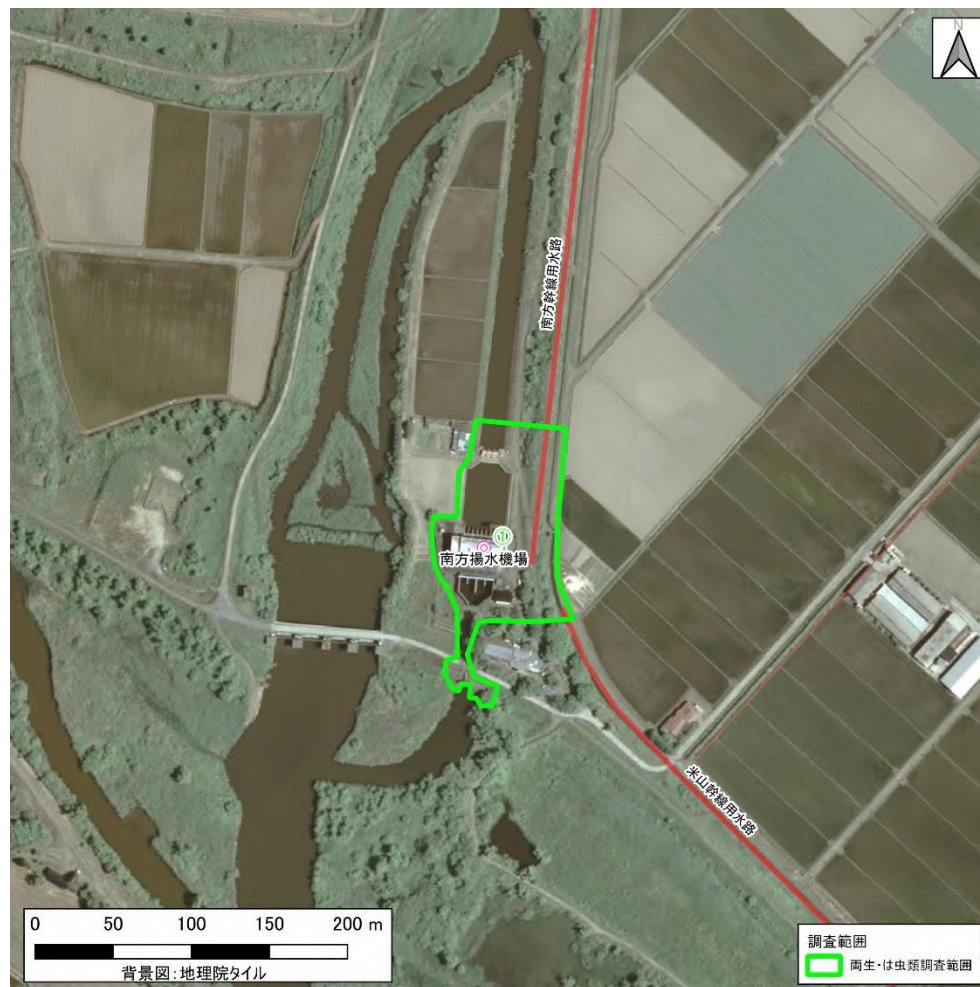
■調査の留意事項

全体：平成 28 年度、平成 30 年度に鳥類（4 季）、魚類・底生動物（3 季）、植物（3 季）について調査済み。令和 5 年度は両生・は虫類のみ調査を行う。

両生・は虫類：現行機場敷地内を対象に調査区を設定する。



南方揚水機場概況
現行機場南東側から撮影



南方揚水機場 生態系調査範囲

5 山吉田揚水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

迫川右岸及び旧迫川左岸に位置し、東側、北側、西側の三方を河川に囲まれた立地である。迫川は山吉田水門より旧迫川に分流され、旧迫川の最上部となる。山吉田幹線用水路の水路橋（改修予定）が旧迫川を横断している。

※令和4年現在、山吉田水門改修工事のため、山吉田水門からの分流は行われていない。なお、かんがい期は分流を行う予定だが、工事は令和5年夏まで継続して実施される。

■調査の留意事項

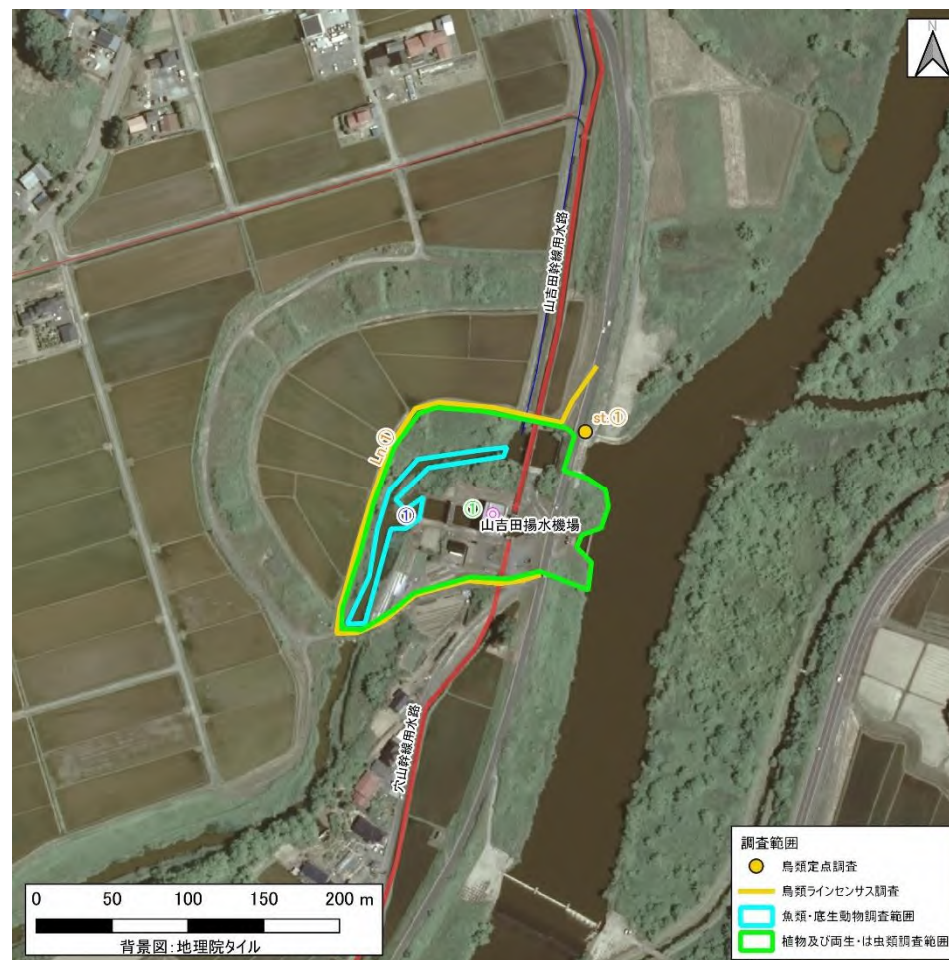
鳥類：揚水機場及び旧迫川周辺の鳥類相を把握するため、ラインセンサス調査地を1か所、定点調査地を1か所設定する。

魚類・底生動物：旧迫川を対象に1か所の調査区を設定する。

植物及び両生・は虫類：現行機場を対象に調査区を設定する。



山吉田揚水機場概況



山吉田揚水機場 生態系調査範囲

6 米山揚水機場 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

旧迫川左岸に位置し、南側が旧迫川に接している。河川敷は採草地として利用されており、水際の植生帯はごくわずかである。現行機場の北側は米山幹線排水路沿いに集落が形成されている。集落の西側と東側は区画整理された水田地帯であり、水稲を中心に大豆、牧草が作付けされている。

■調査の留意事項

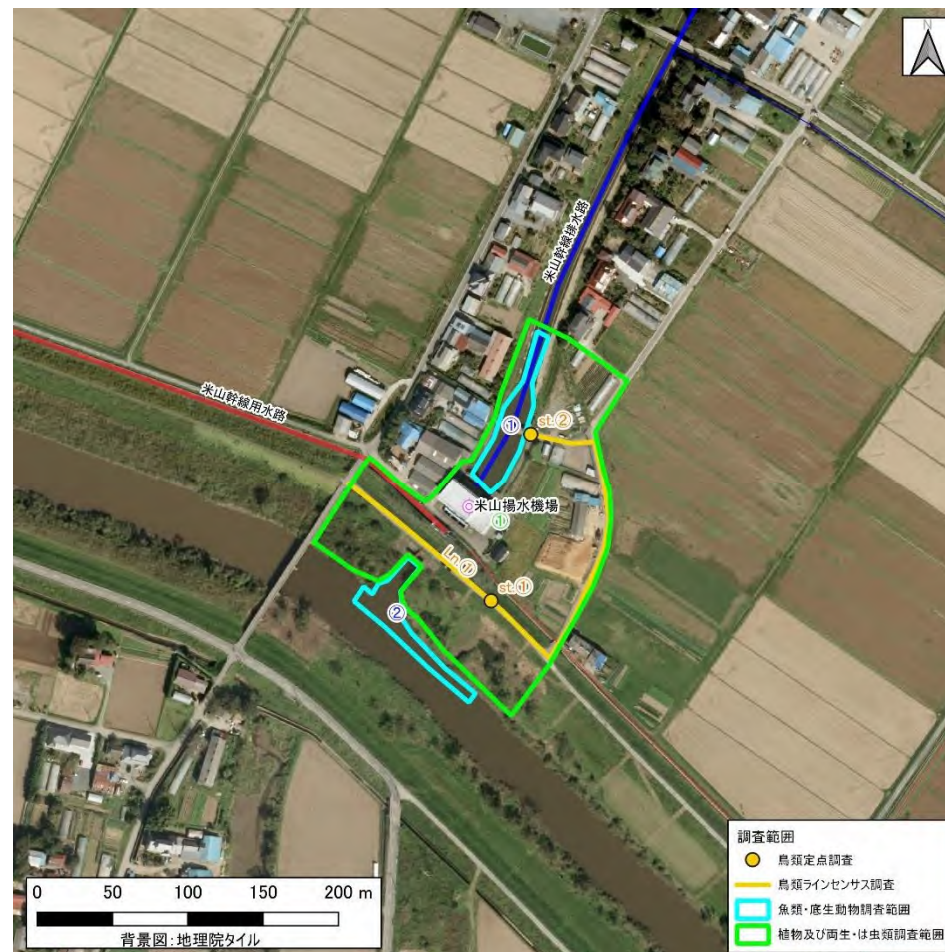
鳥類：揚水機場及び旧迫川、米山幹線排水路の鳥類相を把握するため、現行機場周囲にラインセンサス調査地を1か所、定点調査地を2か所設定する。

魚類・底生動物：旧迫川と米山幹線排水路は各1か所(計2か所)の調査区を設定する。

植物及び両生・は虫類：現行機場周辺を対象に河川敷部を含めて調査区を設定する。



米山揚水機場概況
現行機場北側から撮影



米山揚水機場 生態系調査範囲

6 米山幹線排水路、米山中央幹線排水路 生態系調査範囲

■整備予定地の環境

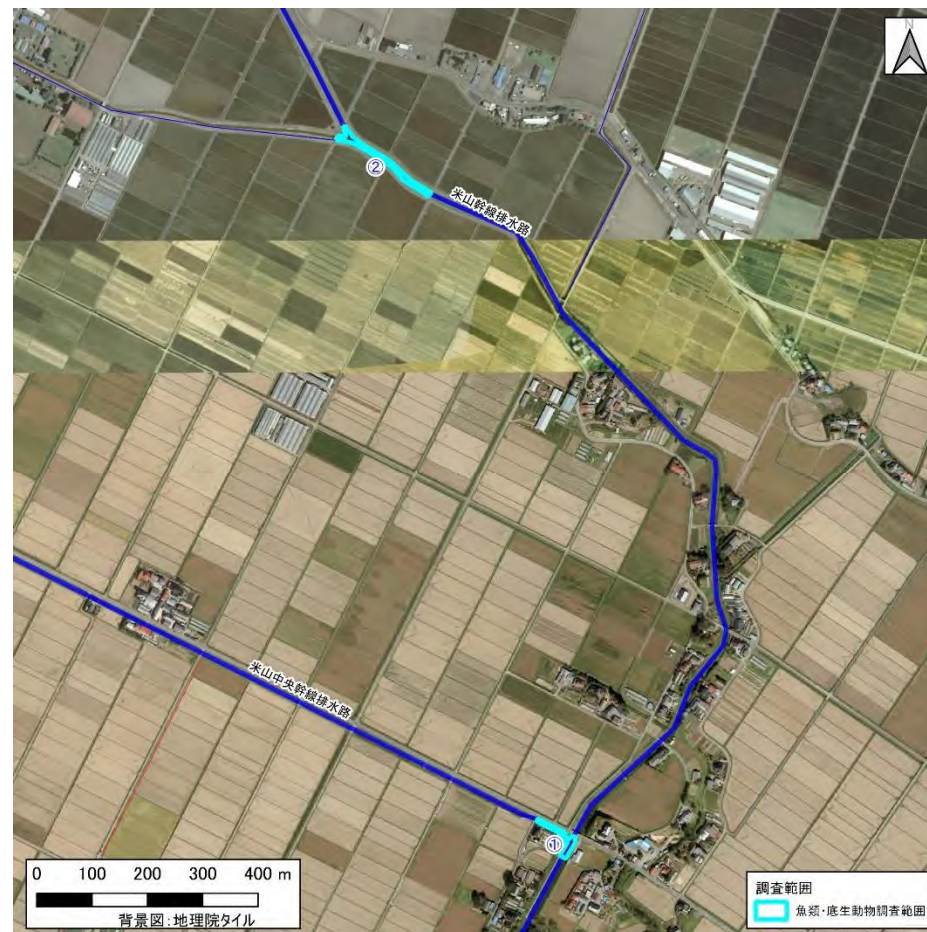
水田地帯を流下する排水路である。米山幹線排水路の両岸は住宅地が形成されている。米山幹線排水路と米山中央幹線排水路とも両岸は護岸されている。

■調査の留意事項

魚類・底生動物：改修を行う区間を対象に調査区を2か所設定する。米山揚水機場周辺の調査結果と併せ、米山揚水機場を出口とする水系全体の魚類相を把握する。



米山幹線排水路概況
現行機場北側から撮影



米山幹線排水路、米山中央幹線排水路 生態系調査範囲
米山揚水機場調査地を含む